

令和8年度

秋田県バリアフリー推進賞を募集します！

～ 優れた取組を表彰します！ ～

秋田県では、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を定めて、高齢者や障害者をはじめ、県民だれもが安全で快適に生活できるバリアフリー社会づくりを県民が一体となって進めていくことを目指しています。

このため、バリアフリーの社会づくりに積極的に取り組んでいる個人や団体を県民の皆様から募集し、これを表彰することで、バリアフリーに関する優れた取組を広く普及させていくこととしています。



●推薦・応募対象

県内において、バリアフリーに関する施設の整備、製品の開発及び推進・普及のための活動等について、①施設部門、②活動部門、③製品開発部門、④バリアフリーマップ部門ごとに極めて顕著な功績又は功労のあった個人又は団体とします。

ただし、国又は県が行った事業や同一の功績により知事表彰を受けたものは除きます。

●推薦・応募方法

自薦・他薦を問わず、どなたでも応募することができます。

応募用紙に必要事項を記入し、必要な資料等を添付して、秋田県健康福祉部 障害福祉課まで送付してください。 ※提出された書類等は原則として返却しません。

応募用紙は県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/> 「コンテンツ番号：45743」 又は 「秋田県 バリアフリー推進賞」で検索！

●推薦・応募の締切

推薦・応募締切 令和8年10月30日(金)

●選考方法

秋田県バリアフリー社会形成審議会に設置された選考委員会で、先駆的又は県内に広く普及するにふさわしいと認められる取組を選考し、選考結果を受けて知事が決定します。選考に当たっては、現地審査を行います。

推薦・応募・問い合わせ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県健康福祉部 障害福祉課 調整・障害福祉チーム

TEL 018-860-1331 FAX 018-860-3866

E-mail: shoufuku@pref.akita.lg.jp

●施設部門（施設の設置者を表彰します）

高齢者や障害者をはじめ、だれもが利用しやすいように配慮された、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に規定する生活関連施設で、条例の整備基準に適合している施設。また、既存の施設については、改善に積極的に取り組んでいると認められる生活関連施設。

■生活関連施設とは・・・

不特定多数の方が利用する建築物（医療・集会・福祉・運動・文化・宿泊施設、物販店、飲食店、サービス業店舗など）、公共交通機関の施設、道路、公園路外駐車場など

●配慮の例

- ・条例の整備基準を満たすだけでなく、さらに利用しやすい独自の工夫がされている。
- ・充実した整備内容であり、他の施設や団体への普及が期待できる。

●活動部門 ①一般部門 ②ジュニア部門(高校生以下)

バリアフリーに関する普及啓発活動、高齢者や障害者等の社会参加の支援活動、安心して生活できるまちづくりの取組などを対象とし、「一般部門」と高校生以下を対象とする「ジュニア部門」に分けて実施します。なお、「一般部門」については、2年以上の活動実績があり、現在も活動を継続している必要があります。

●活動例

①バリアフリーに関する理解を深めるための地域における普及啓発活動

- ・障害者等の疑似体験、障害者と交流しながら街の魅力を散策する活動 など

②高齢者や障害者等の社会参加を支援する活動

- ・障害者等の芸術作品の展示、障害者や高齢者向けの観光案内コーナーを設置 など

③高齢者や障害者等が安心して生活できるまちづくりの取組

- ・商店街での電動車いすの貸出、車いすの方とのバリアフリーのまちづくり点検 など

④「心のバリアフリー」の取組

- ・福祉体験を通して感じた思いやりの心や障害への理解について、学習発表会で発表 など

●製品開発部門（製品の製作者を表彰します）

高齢者や障害者等の自立支援や介助者の負担軽減を図るための独創的な作品等を募集します。応募作品は実物作品とし、製品、試作品、改良品などの別は問いませんが、他者の知的所有権を侵害しないものに限りします。

●開発例

- ・自助具、福祉用具等の製作、福祉用具等の統一規格の策定 など

●バリアフリーマップ部門 ①一般部門 ②ジュニア部門(高校生以下)

地域においてバリアフリーマップの作成の取組が対象となります。ただし、作成したマップを配布、ホームページに掲載するなど、積極的に利活用を行っている必要があります。

●作成、活用例

- ・車いすでも利用できる地域の施設、トイレについて、障害者と共同してマップを作成 など